

「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会報告書」のポイント

資料2-①

総務省公表(H19.4.18)資料

研究会における検討の方向性

- 厳しい行財政事情の下、新たな統計の整備等に取り組むためにも、更なる業務効率化が必要
⇒ 正確性・信頼性の確保及び秘密の保護を前提に、民間事業者を活用した効率化を検討すべき
- 確実に実施可能な規模や地域に制約はあるものの、業務を受託する意欲のある民間事業者は存在
⇒ 地方公共団体を通じて実施している調査では、地域単位での民間開放を推進する方向で検討
⇒ 当面、国（総務省）において、地方公共団体における民間開放の取組を可能とするための環境整備※を行う必要
※地方公共団体が民間開放を行う際の「基準・条件」の提示、地方公共団体への情報提供等（民間事業者の創意工夫にも留意）

試験調査等による実証的な検証の結果

※試験調査A、Bは個人企業経済調査をモデルとしてH18.7~12に実施

試験調査A（全国／1社）

- 〈官民の相違による結果精度への影響把握等〉
- ・官の本体調査に比して未記入項目が顕著に多い
 - ・調査対象の非協力率が高い
 - (指示徹底や調査員確保を全国規模で行うことの難しさ等が背景)

試験調査B（都道府県単位・5地域／各1社）

- 〈民間事業者の相違による結果精度への影響把握等〉
- ・回収率、未記入項目数、調査対象の非協力率等で、類似の調査経験を有する民間事業者は全体に優れた結果を挙げたが、他の民間事業者では不十分な結果（調査員等の能力、経験や民間事業者の業務管理体制の相違等が背景）
 - ・各民間事業者とも実施経費は契約金額を超過

全国規模で民間開放を行った場合に、本体調査と同等の質を確保可能との結論を出すことはできない。

- ①調査周期・規模・地域や事業所対象の調査であるといった条件が同様であれば、適切な民間事業者の選定により、本体調査と同様の質を確保可能
②入札に際しては、民間事業者の業務遂行能力の適切な評価が必要
③コスト面の効率追求と質の維持・向上との両立を図ることが重要

科学技術研究調査（国直轄の郵送調査）の対象者への意識調査

- ・督促・照会対応等の業務を民間事業者に委ねたとしても、調査対象からの信頼の面でも問題はなく、民間開放可能と考えられる

※上記結果を踏まえ、正確性・信頼性の確保及び秘密の保護に万全を期した上で、19年度に民間開放（公共服务改革法に基づく民間競争入札）を実施

対応の方向性（地方公共団体を通じて実施している調査）

【今後の取組に向けての留意点】

「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」(18年10月)で示された取組方針に従って具体的な検討を進める際には、以下のような点に留意

- 地方公共団体との十分な意見交換・協力が必要
- 調査の特性を踏まえた更なる検討が必要（世帯を対象とする調査、期限の制約が厳しい月次調査等）

【「基準・条件」として考えられる主な内容】

<入札関係>

- ①業務管理体制・経験等について、適切な資格要件の設定
- ②価格と業務遂行能力（調査員の経験・能力、業務管理体制等）の双方を評価 等

<契約関係>

- ①調査ごとに適切な指標（＝業務の実施に当たり確保されるべき水準）を設定 ⇒ 回収率に加え記入状況を加味するなど
- ②民間事業者における秘密保護のための具体的措置（情報管理に関する規程等の策定・遵守、情報の不正利用防止の措置） 等

<監督・モニタリング関係>

- ①業務の適正かつ確実な実施の確保のための検査・報告等
- ②必要な場合に、是正要求を迅速に実施 等

今後に向けて

- 実証的な検証の事前実施や民間事業者からの意見募集などを通じ、調査ごとの特性に応じた更なる具体的検討を推進することが必要
- 入札状況や実施結果の検証等を行い、今後の改善につなげることが必要
⇒ 有識者による検討の場が必要であり、検討に際しては、地方公共団体・統計利用者の意見を聞くことが重要
- そのほか、業務遂行能力のある民間事業者が増加していくことの必要性、統計調査員の在り方と民間開放との関係の整理等が今後の課題